

平成 26 年 6 月 4 日
教 育 振 興 課

高等学校等就学支援金について
(高校授業料無償化の見直し)

1 入学時(4～6月分授業料)における審査結果(平成24年所得に基づく)

区 分	生徒数	割 合
授業料の納付が必要な者	1, 6 8 5 人	2 1 . 3 %
納付が不要な者(就学支援金受給者)	6, 2 4 0 人	7 8 . 7 %
合 計	7, 9 2 5 人	

2 今後の予定

- ・ 7 月～翌年 6 月分の授業料に係る就学支援金については、平成 2 5 年所得に基づき 7 月中に審査

《参考》

○就学支援金制度概要

高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため、一定の所得未満(保護者等の市町村民税所得割額が 304, 200 円未満)の世帯に対し、授業料に相当する就学支援金を支給する。

- ・ 対象者 平成 2 6 年 4 月 1 日以降に入学した新 1 年生
- ・ 支給例 県立高校(全日制) 月額 9, 900 円(年額 118, 800 円)